

コラム 11— 日清戦争における日本軍と清国軍の残虐性の違い

フランスのフィガロ紙記者カレスコーは「大日本帝国軍隊が世界に対して、誇りに足る名誉を有する」とし、「我らは日本帝国の如き自愛真に富める民あるを、この広大なる地球上に発見しうるかを怪しむるなり」とまで絶賛し、中国軍については「ひるがえって清国軍を見よ。日本軍の一度彼らの手に落つるや、あらゆる残虐の刑罰を以て、これを苦しむるにあらずや。或は手足を断ち、或は首を切り、鞏丸を抜く。その無情、実に野蛮人にあらざればよくすべきの業にあらず。しかして日本はこれあるに拘わらず、暴に酬ゆるに徳をもってす。まさに東洋君主国たるに愧じずと云うべし」と論じております。

中国軍隊の余りに残忍な戦闘方法（日本軍兵士の首に懸賞金がかけていたため捕虜になると首を切られた）の結果、明治 27 年 9 月、京城に入った第 1 軍司令官山県有朋は、部下将兵に対し、捕虜になることを禁じた次のような訓令をだしております。

（敵に対しては）軍人といえども降るものは殺すべからず。しかれどもその詐術にかかる勿れ。かつ、敵国は古より極めて残忍の性を有せり。誤って生け捕りに遇わば、必ず酷虐にして死にまさる苦痛を受け、遂には野蛮惨毒の所為を以て身命を殺害せらるるは必然なり。故に決して敵の生け捕りする所となるべからず。むしろ潔く一死を遂げ、以て日本男児の名誉を全うすべし。

これが、捕虜になることを禁じた我国最初の訓令であります。

国際法の第一人者であった有賀長雄博士は、清国軍が国際法を無視した残虐な行為や便衣兵として日本軍を襲撃したにもかかわらず、日本軍が略奪、暴行を禁じ、赤十字精神で傷病兵や捕虜を厚遇する等、国際法と文明の慣行を尊重実践したことを評して、「日清戦争の最も重要な特質は、交戦国の一方は戦争の法規慣例を遵守しなかったにもかかわらず、他方はこれを厳守せんと努めたことだ」と論じています。

さらに、フランスの国際法学者フォーシーユも、「事實は、日本政府がその採択せる文明の原則を実行するに堪えることを示した。日本は、日清戦争で敵が国際法の原則を無視したにもかかわらず、自らはこれを尊重した」と絶賛の言葉を述べています。